

議案第49号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年6月3日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

「令和7年度地方税制改正」による地方税法の改正に伴い、石岡市都市計画税条例の一部を改正したため。

改 正 要 綱

条例中の引用条項の改正に伴う所要の改正をしたこと。



石岡市告示第 2 3 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

石岡市長 谷 島 洋 司

石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

(令和 7 年 3 月 31 日石岡市条例第 21 号)

石岡市都市計画税条例（平成 17 年石岡市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 9 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

附則第 19 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の石岡市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。